

議案第 61 号

令和 3 年度 立川市教育委員会学校教育の指針について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 12 月 24 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理由

各小中学校が令和 3 年度教育課程を編成するにあたり指針を示す必要があるため。

令和3年度 立川市教育委員会学校教育の指針（案）

立川市教育委員会

立川市教育委員会は、立川市教育委員会の教育目標（平成27年4月16日立川市教育委員会決定）に掲げた教育を推進するため、「立川市第3次学校教育振興基本計画」及び「立川市第3次特別支援教育実施計画」に基づき、確かな学力と豊かな心を育む教育の一層の充実を図る。

そのため、「まちづくりは人づくり、人づくりは未来づくり、未来づくりは学校から」の理念の下、3つの基本方針と9つの基本施策を基に、令和3年度において重点的に取り組む教育施策等を学校教育の指針として示す。

また、具体的施策の中では、「学力・体力向上」、「特別支援教育の推進」、「幼保小中連携教育の推進」の重点課題について、ネットワーク型学校経営システム（※1）を学校経営の中核に位置付け推進を図る。具体的には、コミュニティ・スクール（※2）と地域学校協働本部（※3）が一体となり、活発に機能した教育活動を展開することにより、地域との協働による学校経営の充実を図る。

また、カリキュラム・マネジメント（※4）のPDCAサイクルを進めることにより、複雑化・多様化した教育課題の解決を図る。

各学校においては、市の教育目標、本指針及び学習指導要領の主旨を踏まえて、学校の教育目標や基本方針、指導の重点等を設定し、社会に開かれた教育課程として編成・実施・評価・改善し、次代のまちを担う児童・生徒の育成のために創意ある学校経営に取り組む。

（※1）**ネットワーク型学校経営システム**…教育内容と教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域や家庭、関係諸機関、企業、大学等と連携して効果的に生み出し、教育活動に生かしていくシステムのこと。このシステムの下、文部科学省が進めるコミュニティ・スクール、地域学校協働本部を全小・中学校に設置し、複雑化かつ多様化している教育課題の解決を効果的に図っていくとともに、立川市民科を充実させ、立川市民を育成していく。

（※2）**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**…学校と保護者、地域の意見を学校運営に反映させるため、地域住民、保護者、学識経験者、保護司等、教育委員会が認める者を構成員とする学校運営協議会を設置し、地域とともに子どもたちの成長を支える仕組みのこと。

（※3）**地域学校協働本部**…地域学校コーディネーター（※33）を中心に、地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを行うことを目的とする。従来の学校支援地域本部などの学校支援の取組が「地域による学校の支援」であったのに対し、地域と学校のパートナーシップに基づく「双方向の連携・協働」へ発展している点で異なる。

（※4）**カリキュラム・マネジメント**…子どもや地域の実情等を踏まえ、各学校が設定する教育目標を実現するために、どのような教育課程を編成し、どのように実施、評価、改善していくかを総合的に捉えて計画すること。学習指導要領の理念を踏まえ、次の3つの側面から捉えられている。

①各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育内容を組織的に配列していくこと。

②教育内容の質の向上に向けて、子どもたちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データに基づき、教育課程を編成・実施・評価して改善を図るPDCAサイクルを確立すること。

③教育内容と教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も活用しながら効果的に組み合わせること。

I 学校教育の充実

～「知」・「徳」・「体」の調和のとれた総合的な力を育む～

1 学力の向上

(1) 授業改善の推進

① 授業の質的な向上

- ・国の学力調査、東京ベーシック・ドリル等の分析結果及び授業改善のポイントについて明示し、授業改善推進プランのPDCAサイクル化を図ることによって、授業改善の質的向上と深化を図る。
- ・学びの目的を明示し、授業のねらい（指導目標）を明確にした授業を行う。具体的には、授業のめあて（児童・生徒の学習目標）を示して授業に見通しをもたせ、問題解決における「自力解決」や「学び合い」「振り返り」の学習場面を意図的・計画的に設定し、学びの質を高め学力を向上させる。

② 「主体的・対話的で深い学び」の実現

- ・「主体的・対話的で深い学び」（※5）の実現に向けた授業改善を推進し、教員の授業力を向上させるため「立川スタンダード（基本的指導過程）20（※6）」を活用するとともに目標管理制度を基に検証を行い、組織的に改善を図る。
- ・「主体的・対話的で深い学び」を実現するための基盤となる学級づくりを確立するため、「立川学級力スタンダード」（※7）の活用をより一層図ることにより、各教科・領域の学習活動を通して学級力を高める。
- ・1人1台タブレットPCの活用により、児童・生徒が個別の課題に取り組んだり、一人ひとりの考えを即時に共有したりするなど、より一層の資質・能力の育成を図る。

③ 習熟度別少人数指導の充実

- ・算数・数学科、外国語科における習熟度別少人数指導をさらに改善し、個に応じた指導の充実による基礎的・基本的な学習内容の定着と発展的な学習による学力の伸長を図る。

④ 教員の専門性を生かした指導

- ・各小学校の状況に応じて、段階的な教科担任制の導入に向け検討を進める。

(2) 個に応じた学習支援の充実

① 学習機会の複線化

- ・教員及び学習支援員等による放課後や土曜日、長期休業日を活用した補充的及び発展的な学習機会の拡充と、「地域未来塾事業」や「スタディ・アシスト事業」の推進により、基礎学力を定着させ、思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養う。

② 1人1台タブレットPCの活用

- ・1人1台タブレットPCの活用を促進し、児童・生徒一人ひとりの学習の定着度合に応じた課題提示や反応を踏まえた授業展開、多様な意見を即時に共有するなどの学習活動等を通じて、さらに学びの質を高める。

(3) 教育力向上の推進

① 教育力向上推進モデル校の指定

- ・小学校の教科担任制、カリキュラム・マネジメント、立川市民科等のモデル校を指定し、感染対策に配慮しながらの授業公開を模索し、授業改善モデルを示し、研究成果を広く発信することにより全小・中学校での授業改善に結び付ける。
- ・言語活動を充実させて、思考力、判断力、表現力等を育成する授業を創造し、児童・生徒の学力の向上を図る。
- ・立川市教育委員会と立川市立小学校・中学校教育研究会とが連携し、教育研究に取り組み、その成果をリーフレットにまとめるとともに、全小・中学校への配布などを通して、指導力の向上を図る。

② 研修の充実

- ・初任者研修、2・3年次研修、中堅教諭等質的向上研修、授業力アップ研修、夏季教員研修、ICT活用研修等を通して、教員の指導力の向上を図る。

(4) 学力向上施策の推進

これまで実施してきた放課後の補習授業等を継続し基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図るとともに、発展的な学習を充実させ、思考力、判断力、表現力等の伸長を図る。また、理科教育支援推進事業「Tachi・Rika」の取組を活用して、観察・実験の充実や理科の指導力の向上を図り、児童・生徒の科学的な見方や考え方及び関心・意欲・態度を養う。

(5) 外国語・外国語活動の推進

① コミュニケーション能力の向上

- ・外国語活動及び外国語と、中学校の外国語科への円滑な接続のために、小学校教員と中学校英語科教員または外国語指導助手(ALT)とのティーム・ティーチングにより外国語及び外国語活動の授業を実施し、児童・生徒のコミュニケーション能力の向上を図る。
- ・小学校高学年のパフォーマンステスト、中学校の英検IBAを実施し、英語能力の向上を図る。

② 小学校外国語活動の教科化について

- ・小学校教育研究会外国語部による研究を市内全小学校で共有することや英語指導教諭の授業公開等により、小学校教員の英語指導力向上及び指導内容の充実を図る。
- ・英語推進リーダーや英語指導教諭の活用、教科担任制による専門性を生かした指導を推進し、外国語及び外国語活動の授業の改善、充実を図る。

(6) ICT教育の推進

① ICTを活用した授業の推進

- ・児童・生徒に配布した1人1台タブレットPCを計画的・効果的に活用し、児童・生徒一人ひとりが主体的に学習に取り組む態度を養うとともに、思考力、判断力、表現力等を育む授業を展開し、児童・生徒の学力の向上を図る。
- ・共有ドライブを活用し、学習指導案及びワークシート、教材等を教師間、学校間で共有し、ICT機器を活用した授業を推進する。
- ・情報社会における正しい判断力を育み、子どもたちが主体的にICT活用のルールやマナーを学び、自律的に使用することができる態度を家庭との連携を図りながら育み、情報を適切に選択し活用するメディアリテラシー能力を育成する。
- ・情報活用能力を育成する中で、プログラミング的思考の育成を適切に組み入れ、自分が意図する一連の活動の実現に向けた論理的思考力を身に付けさせるため、プログラミング教材を活用したプログラミング教育(※8)の充実を図る。

(※5) 「**主体的・対話的で深い学び**」…学習指導要領で育成を目指す児童・生徒の資質・能力(三つの柱)「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を育むための学びの視点。児童・生徒が自分から学ぶことに興味をもち、対話や先人の知恵等を手掛かりにすることなどによって自己の考えを広げ、知識を相互に関連付けることにより深い理解を得られるような学びのこと。

(※6) 「**立川スタンダード(基本的指導過程)20**」…主体的・対話的で深い学びを実現させるために、授業の1単位時間における基本的指導過程を20チェック項目に分け、教員が自らの授業を振り返り、自己評価できるように具体的に示したチェックシート。立川市教育委員会では、この「立川スタンダード(基本的指導過程)20」を基に、各学校の実態、経営方針等

に応じて学校のオリジナルスタンダードを策定するよう指導している。

(※7) 「立川学級力スタンダード」…学習や生活の基盤として、教師と児童・生徒との信頼関係及び児童・生徒相互のよりよい人間関係を育てるための学級経営力の向上を図る。

(※8) プログラミング教育…子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力として「プログラミング的思考=自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号をどのように組み合わせたらよいのか、記号の組み合わせをどのように改善していくか、より意図した活動に近付くのか、といったことを論理的に考えていく力」などを育む教育のこと。

2 豊かな心を育むための教育の推進

(1) 心の教育の推進

① 人権教育の推進

- ・「ふれあい月間」、「いじめ解消・暴力根絶旬間」及び「人権週間」等における各学校及び中学校区での児童・生徒主体の取組を通して人権尊重の理念を正しく理解させ、学校生活において実践させる。
- ・東京都教育委員会発行の「人権教育プログラム（学校教育編）」及び人権教育ビデオ（DVD）等を活用した研修会を全小・中学校で実施し、教員の人権意識や人権感覚を醸成する。

② 道徳教育の推進

- ・「特別の教科 道徳」における問題解決的な学習、体験的な学習を推進するとともに評価を工夫して、小・中学校の授業改善を図る。
- ・「採択された教科書」を使用するとともに、「東京都道徳教育教材集」及び「私たちの道徳（文部科学省）」等の教材集を必要に応じて活用し、感染対策に配慮しながらの道徳授業地区公開講座（※9）を模索し、その内容を保護者、地域に発信するとともに、意見交換会の充実を図る。
- ・答えが一つでない道徳的な課題を一人ひとりの児童・生徒が自分自身の問題として捉え、向き合う、「考える道徳」「議論する道徳」の授業を展開する。

(2) 健全育成の推進

① いじめの防止

- ・「立川市子どものいじめ防止条例」、「立川市子どものいじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめに対する組織的・継続的な対応を学校で強化するとともに、学校・家庭・地域が連携し、いじめの未然防止、早期発見・早期解決を図る。
- ・弁護士及び各学校のネットワークを活用した外部講師の招聘等により「いじめ防止授業」を実施する。
- ・「学級力スタンダード」を活用し、児童・生徒同士が互いに認め合い、高め合う学級をつくるために自ら考える力を育成する。

② 体罰等の根絶

- ・体罰は児童・生徒の人権を侵害するものであり、いかなる理由があろうとも絶対に認められるものではないとの認識の下、人権意識を高め、人権感覚を磨き信頼関係に基づいた指導や児童・生徒の心に寄り添った指導を推進する。
- ・暴力行為が発生した場合には、教育的配慮を根底に置きつつ、毅然とした姿勢で加害児童・生徒への指導に臨み、全ての児童・生徒が学校生活によりよく適応し、充実した有意義な学校生活が築けるようにする。

③ 安全かつ倫理的なSNS等の活用

- ・児童・生徒がSNSの自律的な活用など、身近な問題の解決に向けて、感染対策に配慮しながら「児童会・生徒会サミット（※10）」を開催することを通して、児童・生徒の主体的・協働的な態度を育成し、課題解決力

の向上を図る。

- ・学校から各家庭において携帯電話等の活用ルールを作成するよう啓発するなど、学校と家庭が連携して安全かつ倫理的なSNS等の活用を図るよう指導する。

④ 不登校対策のための取組

- ・不登校児童・生徒に対する早期の支援や学校等への支援については、指導主事、スクールソーシャルワーカー(※11)、特命担当(※12)からなる不登校等対応チームを有効に機能させるとともに、登校支援シート(※13)の作成と活用を図り、関係機関や各校と連携して児童・生徒が各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養う取組を強化する。
- ・各学校に教室以外の居場所を設置し、1人1台タブレットPC等を活用するなどして、個に応じたきめ細かい指導につなげる。
- ・教育支援センター(適応指導教室から改名 以下同様(※14))において、不登校児童・生徒への支援を行う。

(3) 国際理解教育の推進

① 伝統文化と国際理解の推進

- ・国際社会に生きる日本人としての自覚と誇りをもち、多様な文化を尊重できる態度や資質を養うために、「多文化共生のまちづくりを担う人材育成プログラム」を実施するとともに、各教科等を通して日本及び立川の伝統・文化への理解及び異なる文化との相互理解を促進する。
- ・すすんで自治会等の地域の行事や活動に参加するよう促し、体験を通して郷土や地域を愛する心情や実践意欲と態度を養い、次代を担う「立川市民」の育成を促進する。
- ・東京2020大会に向けて、日本の伝統・文化の体験事業を立川市地域文化振興財団等と連携して取り組んできたことを、「学校2020 レガシー」として各学校が継続・発展させる。

(4) 読書活動の充実

① 読書活動の推進

- ・保護者、地域の学校図書館ボランティアとの連携や市立図書館との連携、学校図書館支援指導員(※15)等の活用及び児童・生徒の委員会活動を充実させ、読書活動の推進と読書習慣の定着を図る。

(5) 社会との関わりを生かした活動の推進

① 環境教育の推進

- ・豊かな自然環境の保護、エネルギーの効率的な利用など、環境への負荷が少なく持続可能な社会づくりの基礎となる環境教育の推進を図る。また、多様な側面を総合的に学ぶESD(※16)の実施により、持続可能な社会の担い手を育む。

② 社会生活との関わりの推進

- ・中学生の主張大会(※17)、税の作文、人権作文、薬物乱用防止作文やポスター制作などへの参加等、各教科等で学んだことを生かす活動や社会生活との関わりを生かした活動を、カリキュラム・マネジメントを確立しながら推進し、豊かな心の育成に努める。また、「立川市民科(※18)」の学びを基に、関係機関等と連携・協力して主権者教育に取り組む。

(※9) **道徳授業地区公開講座**…東京都教育委員会が、区市町村教育委員会と連携して実施している、道徳の授業公開及び意見交換等を実施する講座。学校、家庭及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心を育むとともに、小・中学校等における道徳教育の充実を図ることを目的としている。

(※10) **児童会・生徒会サミット**…小・中学校別に、各校の児童会及び生徒会の代表が一堂に会し、身近な課題の解決に向けて主体的・協働的に議論する会。

- (※11) **スクールソーシャルワーカー**…児童・生徒の家庭環境による問題に対処するため、児童相談所等と連携したり教員を支援したりする福祉の専門家。立川市には、校長の要請により派遣する「派遣型スクールソーシャルワーカー」と、教育委員会に籍を置く「常駐型スクールソーシャルワーカー」があり、複線的に学校を支援する体制が整っている。
- (※12) **特命担当**…「いじめ・不登校等対応チーム」の支援方針を受け、児童・生徒への個別支援や学校・学級の経営支援にあたる。
- (※13) **登校支援シート**…不登校傾向がある児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握し、当該児童・生徒の置かれた状況を関係機関で情報共有し、組織的・計画的に支援を行うことを目的として、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を中心に学校が組織的に作成する。
- (※14) **教育支援センター**…不登校の児童・生徒の在籍校への復帰や進路選択等への支援を行うため、教育委員会が学校以外の場所や学校の余裕教室等を利用して指導を行う施設。個別または小集団による学習指導、個別カウンセリング等を実施している。立川市では、柏小学校（小学生向け）と錦学習館（中学生向け）に設置している。
- (※15) **学校図書館支援指導員**…学校の読書活動を推進するとともに、読書環境の整備を図るため立川市の全小・中学校に派遣されている司書資格を有する者。
- (※16) **ESD**…Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」と訳されている。現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。
- (※17) **中学生の主張大会**…立川市青少年問題協議会が毎年実施している青少年の健全育成を目的とした、中学生による主張の発表大会。
- (※18) **立川市民科**…義務教育9年間を見通した教育の中で、地域社会の担い手たる市民を育成するために、地域を知り、関わり、貢献する探究的な学びを中学校区ごとの地域特性を生かして、小中連携により全小・中学校で取り組んでいる。具体的には、郷土学習とキャリア教育・主権者教育を関連付け、郷土「立川」の優れた文化や伝統、産業やまちづくり等を理解し、児童・生徒の郷土やまちを愛する心情や態度を養い、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献できる市民として育成することを目的とした立川市独自の取組。

3 体力の向上と健康づくりの促進

（1）体力向上の推進

① オリンピック・パラリンピック教育の推進

- ・東京女子体育大学等との連携により、東京2020大会に向けて多様な学習機会を創出するとともに、自己の体力及び運動能力の向上を図る取組を全小・中学校で強化する。
- ・「オリンピック・パラリンピック教育実施計画」を作成・活用し、体育授業等の内容・指導方法の工夫・改善、日常的な運動・スポーツの実践による健康増進に向けた取組の充実を図る。
- ・東京2020大会に向けて市民全体のスポーツへの関心を高めるとともに、ラジオ体操の普及に向け中学校区単位で取り組み、運動の習慣化を図る。

② 体力向上のための授業改善の推進

- ・東京都統一体力テストの結果に基づく「授業改善推進プラン」について検証するとともに、「立川スタンダード20～体育・保健体育編～」を活用した授業改善に取り組む。
- ・体育・保健体育科に関する教員研修の実施により、体力向上につながる授業改善について、教員の意識や指導技術を高めるとともに、全中学校を「スーパー・アクティブスクール（※19）」と位置付けた計画的な取組により体力向上を図る。

③ 専門的な技能を有する人材の活用

- ・東京女子体育大学や体育協会等と連携した体育授業の実施、また、運動部活動への支援の強化等において、専門的な知識及び技能を有する部活動指導者等の人材の活用を図り、児童・生徒の基礎的・基本的な運動能

力の向上を図る。

(2) 健康づくりの推進

① 健康教育の推進

- ・体育・保健体育科の保健分野及び技術・家庭科等の教科における指導とともに、養護教諭等や学校医等と連携した指導を推進し、病気の予防、心身の健康の保持・増進、薬物乱用の防止等の健康教育を充実させる。特に、学習指導要領に基づき、医療関係等の外部機関と連携したがん教育の充実を図る。

② 基本的な生活習慣の定着

- ・早寝、早起き、朝ご飯、家の手伝いなど家庭の役割を明確にし、学校の決まりを守る等の基本的な生活習慣を定着させるため、中学校区を単位とした小中連携による取組を積極的に推進する。

③ 新しい生活様式の定着

- ・新型コロナウイルス感染症対策について、手洗いや咳エチケット、換気等の基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を避けるために、身体的距離の確保といった「新しい生活様式」の定着を図る。

(3) 学校給食の充実

① 食物アレルギー対応の徹底

- ・小学校給食におけるアレルギー対応方針に基づき、教育委員会・学校・保護者・調理関係者の情報共有や調理、配膳等における確認作業を徹底し、食物アレルギーがある児童に安全・安心な給食を提供する。
- ・教育委員会及び小・中学校において食物アレルギー研修を実施し、事故の未然防止に向けた取組を徹底するとともにアレルギー症状への具体的な対応力を身に付ける。

② 食育の推進

- ・児童・生徒が「食」への関心を高め、食べることの大切さを理解し、望ましい食習慣と自己管理能力を身に付けるため、栄養士が学級担任等と連携し、学校給食を活用した食育を推進する。
- ・各校の食育リーダーを中心に、健全な心と体を培い、豊かな人間性を育む、心と体の健康づくりを「食」を通して推進する。

③ 安全で安心な給食の提供

- ・食物アレルギーへの対応等、安全で安心な給食の提供と中学校給食の完全実施を目指して、新学校給食共同調理場整備に向けた取組を進める。

④ 地元農産物の使用拡大

- ・農家と農協、産業観光課、学校給食課の4者による協議の場を引き続き設け、学校給食における地元農産物の使用量拡大に向けた取組を進める。

(※19) スーパーアクティブスクール…東京都教育委員会が、体力向上に先進的に取り組む中学校を指定した事業。体力向上のための具体的な取組を研究・開発するとともに成果を広く発信し、中学生の体力向上を図っている。平成31年度より全中学校で実施する

II 教育支援と教育環境の充実

～「つながり」を大切にした特別支援教育の推進～

4 特別支援教育の推進

(1) 早期連携・早期支援の充実

① 早期連携・早期支援の充実

- ・子ども家庭支援センターの発達相談と就学相談・教育相談の連携の充実を図るとともに、就学支援シート及

びサポートファイル（※20）の活用を促進する。

- ・「立川就学前スタンダード20（※35）」等の活用による「子どもの育ちの視点」の共有化を進めるとともに、幼稚園・保育園と小学校の交流や研修を通して幼保・小連携教育の充実を図る。

② 就学相談

- ・利用者にとって分かりやすく負担感の少ない就学相談となるよう改善を図るとともに、就学後の学校生活への適応に向けた継続相談を実施する。
- ・就学相談を通じて、小・中学校や保護者等に対し、インクルーシブ教育システムの理念等を周知し、児童・生徒一人ひとりに応じた特別支援教育の充実を図る。

③ 就学前機関から小・中・高への連携

- ・中学校区における通常の学級と特別支援学級との連携を、実態に応じて進める。
- ・就学支援シートの情報を活用した「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」の作成を進め、小・中学校間及び特別支援学校高等部等への円滑な引継ぎを推進する。

（2）学校における指導体制・指導内容の充実

① 学校における計画的な特別支援教育の推進

- ・学校の教育課程及び学校経営計画に特別支援教育の取組を明示するとともに、特別支援教育コーディネーターの指名の複数化を進める。
- ・校内委員会の役割等を明確にし、あわせて特別支援教室の巡回指導教員が巡回校の特別支援教育副コーディネーターとして参加することにより、校内委員会の充実を図る。
- ・ユニバーサルデザイン等の考え方に基づいた指導・支援の工夫について理解を進め実践する。

② 「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」、個別指導計画の活用

- ・「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」、個別指導計画の作成と活用をさらに進め、小・中学校間及び特別支援学校高等部等への円滑な引継ぎを推進する。

（3）学校における特別支援教育の取組への支援

① 特別支援学級等の整備及び充実

- ・通常の学級、特別支援教室、自閉症・情緒障害特別支援学級において授業改善への取組を行い、発達障害の児童・生徒に対する重層的な支援体制の整備を進める。
- ・特別支援学級教育課程編成に向けての技術的支援や、介助の必要な児童・生徒の個別指導計画等の作成支援の充実を図る。

② 教員の専門性向上

- ・小・中学校の特別支援教育に関する理解・充実、授業力の向上に向けて、教員研修の充実を図る。また、特別支援学校との連携による専門性向上プラン等により特別支援学級等教員の授業力向上を図る。
- ・学校全体での合理的配慮の充実に向け、特別支援教育に関わる教員の免許状取得を支援する。

③ 巡回相談の充実

- ・学校からの要請に基づき、教育相談員（心理職）及び専門家（言語聴覚士）を派遣し、学校を支援する。

④ 特別支援学級臨時指導員等の専門性の向上

- ・特別支援学級臨時指導員、通常の学級介助員等の専門性の向上を図るための研修を行うとともに、情報交換の場を設ける。

(4) 関係機関との連携

① 教育支援センターとの連携

- ・教育相談と教育支援センターが連携し、利用を検討している児童・生徒の保護者との教育相談から、教育支援センターでの適切な指導・支援につなげる。
- ・「登校支援シート」等を活用して、不登校児童・生徒の学校等との関わりや、自分の進路の選択肢を広げられるよう支援する。

② 特別支援学校との連携

- ・教員研修や就学相談に特別支援学校のセンター的機能を活用するとともに、特別支援学校との連携により専門性向上プランの充実を図る。
- ・医療的ケアを必要とする児童・生徒への支援についての理解を促進し、学校での適切な支援につなげる。

③ 中学校卒業後の進路先・関係機関との連携

- ・中学校卒業後の進路先等において、それまでの支援が引き継がれるよう、必要に応じて進路先等との連携を行う。

④ 特別支援教育に関わる関係機関との連携

- ・定期的に開催する特別支援教育連絡会での情報交換等を通し、教育委員会、府内の子育て支援・健康・福祉関係課、幼稚園・保育園、医療機関、福祉事業者等との連携を推進する。

(5) 特別支援教育の理解啓発

① 交流及び共同学習の推進

- ・各校の実態に応じて交流及び共同学習(※21)の内容の充実を図りつつ、学校におけるさまざまな学習場面を通して、特別支援教育に関する児童・生徒及び保護者の理解を深める。

② 副籍制度の実施

- ・特別支援学校の児童・生徒の状況と、地域指定校(※22)の実態に合わせて副籍制度(※23)を実施し、創意工夫のある取組の共有等を情報共有して内容の充実を図る。

③ 保護者・市民等への理解啓発

- ・特別支援教育の推進、理解啓発のため、特別支援教育講演会等を開催するとともに、「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」の理解啓発事業と連携した、より効果的な講演会等の在り方について検討する。

- ・リーフレットの作成、広報紙の活用等により、特別支援教育に関する情報発信を進める。

(※20) **サポートファイル**…子どもが生まれてからの成長の過程や生活の様子、医療や療育の記録などを保護者自らが記録するファイルのこと。保育園や小・中学校へ入園・入学する際や、医療機関や相談機関等で子どもの相談をする際に担当者にファイルを提示することで、子どもの日頃の様子や相談・支援の経過を伝えることができ、適切な支援につながりやすくなる。

(※21) **交流及び共同学習**…通常の学級と特別支援学級または特別支援学校との連携により、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が交流したり一緒に学んだりすること。

(※22) **地域指定校**…副籍制度により、特別支援学校の児童・生徒が副次的に籍を置く地元の小・中学校のこと。

(※23) **副籍制度**…特別支援学校に在籍する児童・生徒が、自宅を学区域とする地元の小・中学校に副次的に籍を置き、様々な交流を図る制度。

5 学校運営の充実

(1) 児童・生徒等への支援

① スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の一層の活用を図るとともに、子ども家庭支援センターや主任児童委員・民生委員等による地域での支援を通じ、児童・生徒等が抱える課題の解消及び学校生活の充実を図る。

② 教育支援センターの充実

- ・不登校児童・生徒の学習指導や教育相談、適応に向けた支援を強化するために、教育支援センターの充実及び在籍校と連携した不登校対策を充実する。
- ・不登校児童・生徒に対する早期の支援や学校等の取組の支援については、ネットワーク型学校経営システムにより地域人材を活用する等、校内委員会・ケース会議（※24）の充実を図る。
- ・教育支援センターにおける個別の指導記録等の活用を図り、運営委員会等により教育支援センターの指導方法の工夫・改善に取り組む。
- ・教育支援センターにおけるICT機器の活用をさらに進めるほか、不登校等対応チームを有効活用し、不登校児童・生徒の登校支援及び社会的自立に向けた取組を促進する。

③ 小学校社会科副読本・中学校社会科資料集の活用

- ・改訂された小学校社会科副読本・中学校社会科資料集の活用を図り、「立川市民科」教育を充実させる。

④ 外国にルーツをもつ児童・生徒に対する支援の推進

- ・多文化共生のまちづくりの実現に向けて、外国にルーツをもつ児童・生徒に対する支援を行うため、関係機関との連携を図る。

（2）学校運営への支援

① 「学校における働き方改革」の推進

- ・「立川市学校における働き方改革総合プラン（※25）」を踏まえた具体的な業務改善に資する取組を行う。本市教育委員会としては、教育活動の充実を図るため、夏季休業日において学校閉庁日を設け、教職員の計画的な休暇の取得を図る。また、校務支援システムやタブレットPCの活用方法の共有や出退勤管理システムを活用した教職員の勤務状況の把握など、教職員の働き方に関する意識を変革し、学校教育の質の維持向上を目指す。

② 学校事務共同実施（※26）の推進

- ・平成30年度に設置した南部共同事務室に加え、JR中央線以北の残り19校について、令和2年4月から東部・西部共同事務室を設置し市内全小・中学校で事務の共同実施を進める。

③ 学校への人的支援の充実

- ・学校支援員、副校長補佐（※27）、スクール・サポート・スタッフ（※28）、中学校部活動指導員（※29）、学校図書館支援指導員等を活用し、学校経営の安定化や教職員の業務負担の軽減を図る。

④ 私費会計事務の標準化の定着・インターネットバンキングの導入

- ・令和2年4月に市内全小・中学校で事務の共同実施を開始したことにより、私費会計事務の標準化が完全実施された。令和3年度は、引き続き共同事務室のサポートのもと、各学校での標準化の定着を確実なものとする。
- ・インターネットバンキング（※30）の令和3年度市内全小・中学校一斉導入にあたり、早期に軌道に乗せるべく、標準化マニュアル等に基づき、学校管理職及び学校事務職員間の連携を一層強化して、全小・中学校で統一的かつ適切に事務を遂行する。
- ・私費会計事務については会計事故防止の観点に加え、国及び東京都が進める「学校における働き方改革推進プラン（平成30年2月、東京都教育庁地域教育支援部義務教育課策定）」及び「学校徴収金ガイドライン（平成30年9月、東京都教育庁地域教育支援部義務教育課策定）」に示された方針に沿い、学校管理職のリーダーシップのもと、学校管理職、教員、学校事務職員がそれぞれの役割分担に応じて組織的に対応する。特に

- 未納対応は、学校事務室だけでなく学校全体で組織的に取り組む。
- ・私費会計事務の執行責任者は学校長であることを改めて認識し、学校長は必要教材の精査や、希望品を保護者が直接業者から購入する方向にシフトさせる等、学校徴収金の総額を減らすことも併せて推進する。

⑤ 学校給食費の公金化に向けた検討の推進

- ・文部科学省から示された「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」や他地区の導入事例を参考に、課題の整理や導入に向けた取組を進める。

⑥ 学校保健会事業の在り方に係る検討開始

- ・児童・生徒健康診断、教職員健康診断、学校保健会事業の在り方について学校保健会内にプロジェクトチームを立ち上げ、事業の縮小廃止も視野に、三師会とも連携して短期・中期・長期視点から検討を進める。

(※24) **ケース会議**…児童・生徒の主に問題行動等に対して、学校と関係する外部機関（児童相談所、子ども家庭支援センター、医療機関、民生児童委員、等）が連携・協力し、各々ができる支援等を示し合い、児童・生徒、または家庭に対する総合的な支援の方向性や具体的な方策等を話し合う会議。

(※25) **立川市学校における働き方改革総合プラン**…平成30年度の勤務実態調査及び平成31年（2019年）1月25日付文部科学省初等中等教育局長通知「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定について（通知）」に基づいて策定した働き方改革を推進する基本計画。

(※26) **学校事務の共同実施**…拠点校に学校事務を共同実施するセンター的組織を設置し、集約化することにより学校ごとに行われている学校事務の効率化を図り、事務職員や教員の事務負担を軽減させるための取組。

(※27) **副校長補佐**…副校長の業務を補佐する非常勤職員。

(※28) **スクール・サポート・スタッフ**…教員に代わって学習プリントの印刷等の補助的業務を行う非常勤職員。

(※29) **中学校部活動指導員**…顧問教員に代わって専門的な技術指導や休日の大会引率等を行うことができる非常勤職員。

(※30) **インターネットバンキング**…インターネットを利用した銀行などの金融取引のサービス。

6 教育環境の充実

（1）環境整備の推進

① 計画的な学校施設の改修

- ・公共施設再編個別計画に基づき策定される施設整備計画に沿って、児童・生徒の安全面に考慮しながら、改修等の施設整備を進める。また、体育館照明のLED化や老朽化した受変電設備等の更新、校庭の整備等を計画的に進める。

② 学校間ネットワークの構築及び統合型校務支援システムの導入

- ・「学校間ネットワーク構築業務支援委託」事業による調査結果及び「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（H29.10.18文部科学省）」に準拠した情報セキュリティの確保及び校務事務の効率化による校務軽減を目的として、学校間ネットワークの構築及び統合型校務支援システムを導入する。

③ 児童・生徒の1人1台タブレットPC活用の環境整備

- ・国のGIGAスクール構想に基づき導入したタブレットPCを効果的に活用するため、安定的な環境整備を進める。

（2）災害時の対応

① 災害時の的確な対応

- ・地震や台風などの災害時に児童・生徒の安全を確保するとともに、学校が一次避難所として機能できるよう教育委員会職員及び学校教職員が防災担当部署と連携して災害時の対応を行う。

III 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上 ～学校、家庭、地域が一体となって子どもの教育に取り組む～

7 ネットワーク型の学校経営システムの拡充

(1) ネットワーク型の学校経営の推進

① 地域と連携した学校づくりの推進

- ・全小・中学校に導入したコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部が一体となり、活発に機能した教育活動を展開する学校運営を推進する。
- ・学校と保護者・地域等が連携した教育活動を強化するために、授業や学校行事の積極的な公開及び学校支援ボランティアの積極的な活用を推進する。
- ・地域との信頼関係を深めるため、学校ホームページを活用し、きめ細かく情報を発信する。
- ・学校評価（児童・生徒評価、保護者評価等）を組織的・継続的に実施し、この中で学校評価の実施に係る共通項目及び小中連携教育に係る項目の結果を分析し、学校経営の改善につなげる。

(2) 「立川市民科」の推進

① 「立川市民科」の一層の充実

- ・「立川市に愛着をもち、主体的にまちに関わり、まちに貢献しようとする市民」の育成を目指し、「立川市民科」を教育課程に位置付け中学校区が一体となり推進する。
- ・児童・生徒が地域に関わり貢献する観点から救命救急に関する学習を含む防災教育（小6・中2）を「立川市民科」の中に位置付けて取り組む。
- ・地域の歴史、文化、産業などの知識を検定方式で学ぶ「立川シビックプライド（※31）」（小5・中1）を全小・中学校で実施し、立川市への理解を深める。
- ・「立川市民科カリキュラム～理論・実践編～」を改善し、「立川市民科」の学習内容の充実を図るとともに、立川市民科公開講座を開催して、保護者、地域と学ぶ機会とする。
- ・認知症サポーター養成講座を小学校の年間指導計画に位置付け、認知症に関する正しい知識と理解を促すとともに、地域や家族に貢献する力を育む。
- ・発達段階に応じて、市内の美術館見学やアート作品に触れる学習を全小・中学校で実施することにより、アートを通してものの見方を広げるとともに、感性や想像力を養う機会とするなど、多様な学習活動を推進する。

(3) キャリア教育の推進

① 自己実現への意欲・態度の育成

- ・全小・中学校においてキャリア教育全体計画を作成し、自己の生き方やキャリア形成を考えさせ、主体的にまちや社会と関わり自己実現を図ろうとする意欲や態度を培うキャリア教育を推進する。
- ・「立川夢・未来ノート」（※32）を年間指導計画に年間3回以上位置付け、計画的に活用する。

② 職業観・勤労観の育成

- ・「立川市民科」の取組及び経済団体等と連携した中学生の職場体験学習の充実を図り、小・中学生の望ましい職業観・勤労観を育成する。

③ 大学・研究機関との連携

- ・研究機関や大学、産業界等との連携体制を強化し、市民力を生かした教育活動の一層の推進を図る。

④ 地域の教育力の活用

- ・児童・生徒の学習支援や学校生活支援の充実に向けて、保護者や地域住民との連携・協力体制をさらに推進

する。

- ・児童・生徒の学びの充実に向け、地域とのつながりを強化し地域の教育力を活用するため、「地域学校協働本部事業」に全中学校区で取り組み、地域学校コーディネーター（地域学校協働活動推進員）（※33）を中心とした地域による学校支援を組織的に展開する。
- ・ネットワーク型学校経営システムを活用し、不登校支援いじめ対応等のためのサポート会議（※34）・ケース会議の充実を図る。

⑤ 職場体験学習の充実

- ・キャリア教育の充実に向け公的施設や事業所、諸団体と連携・協力体制づくりを進め、立川教育フォーラムにおいて協力を得た事業所を紹介する等を通して、職場体験学習の実施方法の見直しや受け入れ事業所の拡大を進め、職場体験学習を拡充する。

（4）学校と家庭の連携

① 家庭学習の習慣化

- ・各学校及び中学校区においてあらゆる機会を活用して家庭学習の習慣化に向けた取組を強化する。また、教務主任会や小中連携担当者連絡会において、各学校の取組を情報共有する。
- ・タブレットPCを活用した家庭学習の取組の充実に向けて、各学校、各地域の実践例や家庭学習に活用する教材の共有を図る。

（5）クラブ活動・部活動等の充実

① 市民力の活用

- ・大学や関係団体等の市民力を活用し、クラブ活動や部活動を実施し、学校生活の充実を図るとともに、スポーツ、文化、科学、芸術に親しみ追究する資質や能力を高める。

（※31）立川シビックプライド…立川に興味をもち、愛着を深めるために取り組んでいる事業で、地域の歴史、文化、産業などの知識を検定方式で学ぶことができる取組。

（※32）立川夢・未来ノート…児童・生徒が学んだことや考えたことを記録し、自分自身を見つめ、将来の夢や目標に向かって進んでいく力を身に付けることを目的としたノート。小学校6年間、中学校3年間使用し、次の学年に引き継げるよう作成する。

（※33）地域学校コーディネーター（地域学校協働活動推進員）…地域学校協働本部事業において、学校とボランティア等の外部人材をつなぐ役割を担う者。

（※34）サポート会議…児童・生徒の主に発達等に関わる課題に対して、関係する外部機関（子ども家庭支援センター、医療機関、相談機関、等）が集まって、各々ができる支援等を示し合い、児童・生徒、または家庭に対する総合的な支援の方向性や具体的な方策等を話し合う会議。

8 幼保小中連携の推進

（1）幼保小中連携教育の充実

① 小中連携による教育活動の円滑な接続

- ・9年間を見通した教育課程の円滑な接続を図るため、教務主任会や小中連携担当者連絡会等における推進の検討及び中学校区を単位とした学校経営方針の共有化、また児童・生徒による協働学習や交流とともに、教職員が相互に協力・連携した教育活動を推進する。

② 幼稚園・保育園との連携を踏まえた小中連携教育の充実

- ・中学校区内の幼稚園・保育園との連携を踏まえて、小中連携教育をさらに充実させ、中学校区が一体となり教育活動を推進する。

- これまでの幼稚園・保育園との連携による実践を踏まえ、「立川就学前スタンダード20（※35）」の普及、活用を図り、幼稚園・保育園、小学校、中学校の各段階を意識した児童・生徒に身に付けさせたい力を共有し、就学前から中学校までの連続性を見通した教育活動を進める。
- 未就学児に小学校生活を体験させる等、子どもや教職員の日常的な相互交流を計画的に実施し、幼稚園及び保育園と小学校との円滑な接続を図るスタートカリキュラムを実践する。

9 児童・生徒の安全・安心の確保

（1）安全教育の推進

① 安全教育プログラム（※36）の活用

- 安全教育プログラムを活用し、危険を予測し回避する能力と他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育てる。

② 登下校の安全対策

- 登下校時における児童の交通事故や犯罪被害を防ぐために、シルバー人材センター会員や保護者など地域の方々と学校との連携により地域全体で児童の安全確保に取り組む。
- 学校や地域が連携して行っている通学路の見守り活動を補完し、更なる安全確保を図るため全小学区に5台ずつ設置した防犯カメラの維持、管理を行う。
- 若葉台小学校及び学区を変更した緑町における児童の安全を確保するため、地域の協力を進めるとともに交通ルール指導員を配置する。
- 通学路安全推進会議における協議を経て教育委員会において承認された「通学路安全プログラム」に基づく通学路の合同点検を家庭、地域及び関係機関と連携して実施する。

（2）防災教育の推進

① 自然災害への知識の習得

- 東京都の「防災ノート～災害と安全～」等を積極的に活用し、学校における避難訓練等の安全指導を通して、災害に対する知識・理解を深めるとともに、危険から身を守り、迅速かつ最善の行動力を発揮できるようにする。

② 自然災害への対応

- 学校が行う防災体験学習に加え、地域と連携した防災訓練への積極的な参加を促し、「立川市民科」の学びも生かして地域の一員としての自己の役割の理解や個々の防災対応力を高める。

③ 家庭との連携

- 「東京マイ・タイムライン（※37）」やタブレットPCを活用した防災教育の家庭学習を推進する。

（※35）立川就学前スタンダード20…平成29年度 幼保小中連携協議会において作成した、就学前から就学までをつなぐ子どもの育ちの視点を共有するためのツール。

（※36）安全教育プログラム…東京都教育委員会が作成している生活安全、交通安全、災害安全に関する基本的事項や推進のポイント、実践事例等がまとめられた冊子。

（※37）東京マイ・タイムライン…風水害からの避難に必要な知識を習得しながら、適切な避難行動を事前に整理できるワークシート。